

地方自治体のための環境法令改正情報（11月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

1. 主な改正情報

自治体の EMS に係る主要な改正はありませんでした。

2. その他改正情報

名 称	公布日
環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 26 号）	平成 29 年 11 月 8 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 27 号）	平成 29 年 11 月 8 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 第 1 項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 94 号）	平成 29 年 11 月 14 日
農薬を登録した件（農林水産省告示第 1810、1811 号） 農薬を再登録した件（農林水産省告示第 1812 号） 農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1813 号）	平成 29 年 11 月 20 日
水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境告示第 95 号） 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境告示第 96 号）	平成 29 年 11 月 20 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 第 1 項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 97 号）	平成 29 年 11 月 28 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 第 1 項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省令第 98 号）	平成 29 年 11 月 29 日
水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境省告示第 99 号） 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境省告示第 100 号）	平成 29 年 11 月 29 日

（平成 29 年 12 月 二上）

株式会社 知識経営研究所（担当者：伊藤、進藤、二上）

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail: info@kmri.co.jp